

平成 27 年 1 月 9 日

総務省九州管区行政評価局

## 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果について

総務省九州管区行政評価局（局長 <sup>おごうとしお</sup> 小河俊夫）では、先の御嶽山の噴火に伴う死傷事故や最近の阿蘇中岳の噴火活動の活発化などの状況を踏まえ、九州地方の離島を除く噴火警戒レベル2以下の5常時観測火山（鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳及び霧島山）を対象とし、管内における行政情報の収集活動の一環として、これら火山の防災に関わる5県及び16市町村において、登山者、入山者や観光客等の安全確保について、どのような取組を行い、また、現在どのような対応を検討しているかなど、その概況を把握するため、昨年12月、協力を得てアンケートを実施しました（5県及び15市町村から回答）。

その結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、九州管区行政評価局では、今回の調査結果を踏まえ、来年度、詳細な調査の実施も検討します。

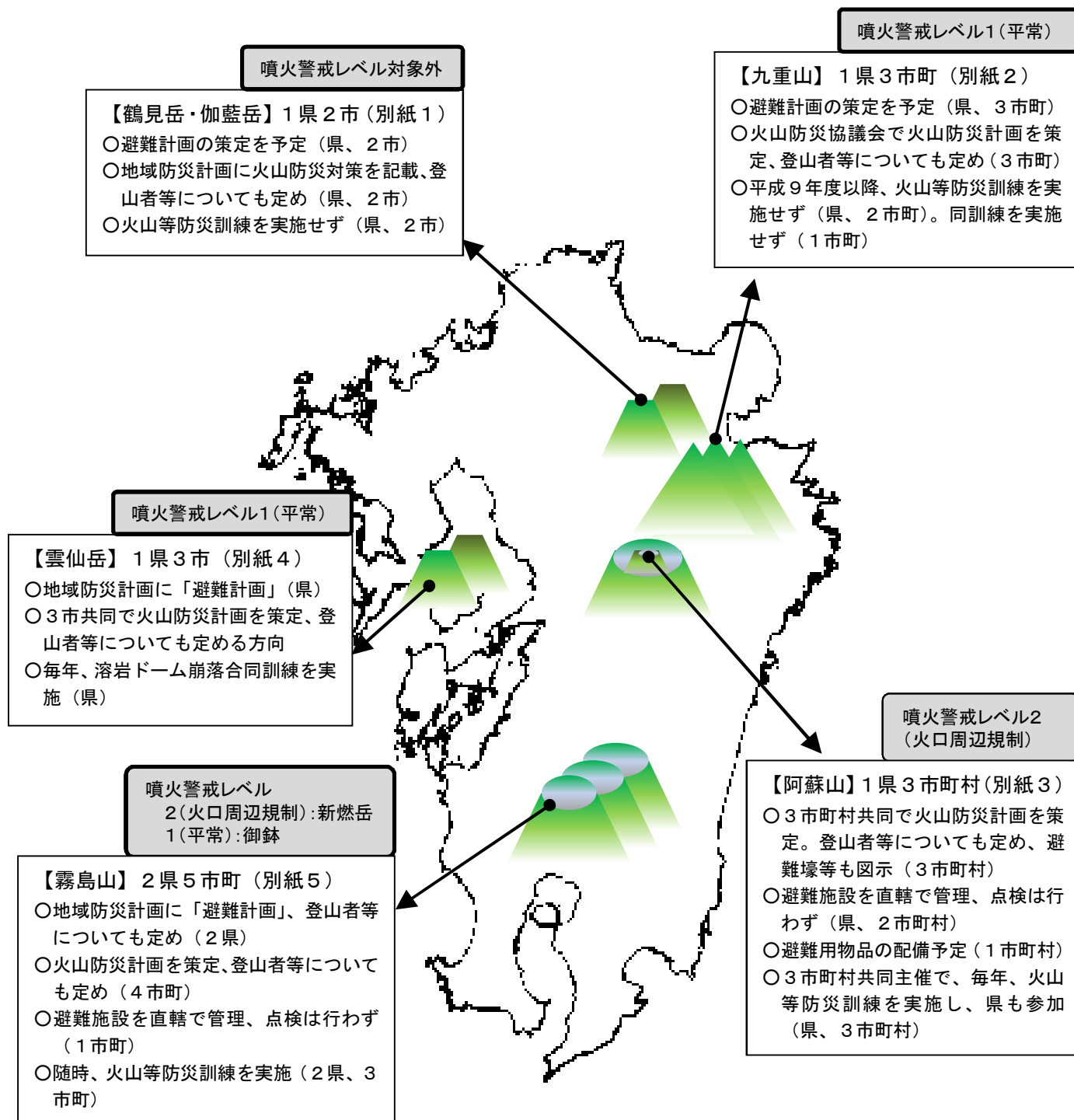
〔照会先〕

総務省 九州管区行政評価局

担当：井上、堀田、宮崎、花田

電話：092-431-7081(代表)

# 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果のポイント



(注) 1 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）以下の5常時観測火山（離島を除く。）に登山口があるなど、登山者等の安全確保に関わる5県16市町村を対象とした（5県15市町村から回答（一部、複数の火山に関係しており、単純合計とは一致しない））。

2 火山ごとの「噴火警戒レベル」は、気象庁のホームページ「火山登山者向けの情報提供ページ」による。

## 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果（鶴見岳・伽藍岳関係）

（調査対象） 1 県 2 市（全てから回答）

### 1 避難計画、火山防災計画の策定状況（県、市）

#### (1) 計画の策定

- 避難計画は、平成 28 年度策定を目指し、県、2 市を含む市町、火山専門家、気象庁等火山防災関係機関で構成する「鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」において、共同で検討することを予定している。
- 県及び 2 市は、それぞれの地域防災計画において、火山防災対策に関する計画を記載している。

#### (2) 登山者等の安全確保に係る規定等

上記の地域防災計画には、登山者、入山者、観光客等（以下「登山者等」という。）に係る事項を規定している。

### 2 登山届の受理等（県）

登山届（登山計画書）について、大分県山岳遭難対策協議会や由布鶴見岳自然休養林保護管理協議会は、登山口に専用の記帳所を設置しているほか、大分県警察本部は、インターネットを活用した受付を行っている。また、登山者への周知については、県のホームページ等で行っている。

### 3 退避施設の維持管理等（県、市）

県及び 2 市は、山小屋・避難小屋や退避壕などの退避施設を設置していない。

### 4 火山の「登山ルートマップ」等の作成、公表（県、市）

県及び 2 市は、「登山ルートマップ」等を作成していない。

### 5 火山防災情報の提供（県、市）

県及び 2 市は、噴火警報（火口周辺）が発表される等火山活動に異常があった場合、登山者等に対し、入山規制等の火山防災情報を独自又は共同で提供することとしている。

その方法は、次図のとおりである（複数回答）。

図表 登山者等への情報提供の方法

(単位: 県市)

	0	1	2	3
ホームページ				
携帯電話、携帯メール等				
報道機関に要請				
登山口に通じる主要道路				
登山口等				
主要な観光・宿泊施設				
ロープウェイの駅舎等				

6 登山ルート の状況や案内標識等の点検 (県)

県及び1市は、登山ルート の状況等について、毎年他の関係機関と合同で点検している。

7 登山者等から通報の受付 (市)

2市ともに、登山者等から火山の異常に関する通報を受け付けている。

8 火山災害への対応を含む防災訓練 (県、市)

県及び2市は、火山災害への対応を含む防災訓練 (以下「火山等防災訓練」という。) を実施していない。

## 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果（九重山関係）

（調査対象） 1 県 3 市町（全てから回答）

### 1 避難計画、火山防災計画の策定状況（県、市町）

#### (1) 計画の策定

- 避難計画は、平成 27 年度策定を目指し、3 市町の防災会議の協議会である「くじゅう山系（硫黄山）火山防災協議会」において、県を含めて共同で検討することを予定している。

- 県は、地域防災計画において火山防災対策について記載している。

「くじゅう山系（硫黄山）火山防災協議会」は、「くじゅう山系（硫黄山）火山防災計画」（平成 9 年 1 月 21 日（最終改正：平成 19 年 12 月 5 日））を策定している。この火山防災協議会を構成する 3 市町は、それぞれの地域防災計画においても、火山防災対策に関する計画を記載している。

#### (2) 登山者等の安全確保に係る規定等

上記の「くじゅう山系（硫黄山）火山防災計画」には、登山者等に係る事項を規定している。

なお、県及び 2 市町は、独自の地域防災計画にも登山者等に係る事項を規定している。他の 1 市町は、現在、独自の地域防災計画には登山者等に係る事項を規定していないので、「御嶽山の事故を踏まえ、登山者等についても定める方向で検討」としている。

図表 1 登山者等に係る事項の規定（市町）

共同の「火山防災計画」に、登山者等に係る事項を規定（3 市町）	
地域防災計画にも登山者等に係る事項を規定（2 市町）	地域防災計画にも規定の追加を検討（1 市町）

### 2 登山届の受理等（県）

登山届（登山計画書）について、2 市町や大分県山岳遭難対策協議会では、登山口に専用の記帳所を設置しているほか、大分県警察本部は、インターネットを活用した受付を行っている。また、登山者への周知については、県のホームページ等で行っている。

### 3 退避施設の維持管理等（県、市町）

#### (1) 退避施設の維持管理

- 県は、登山者等が天候の急変等に対応するための避難小屋を設置しており、直轄で管理又は市町に管理を委託している。点検については、直轄で管理している施設は自ら、管理を委託している施設は委託先が、それぞれ毎月行っている。
- 3市町は、避難施設を設置していない。

#### (2) 避難用物品の配備

県は、上記の避難小屋に、ヘルメット、防じんゴーグルや防じんマスク等の避難用物品を配備しておらず、今後も配備の予定はないとしている。

### 4 火山の「登山ルートマップ」等の作成、公表（県、市町）

#### (1) 登山ルートマップ等の作成

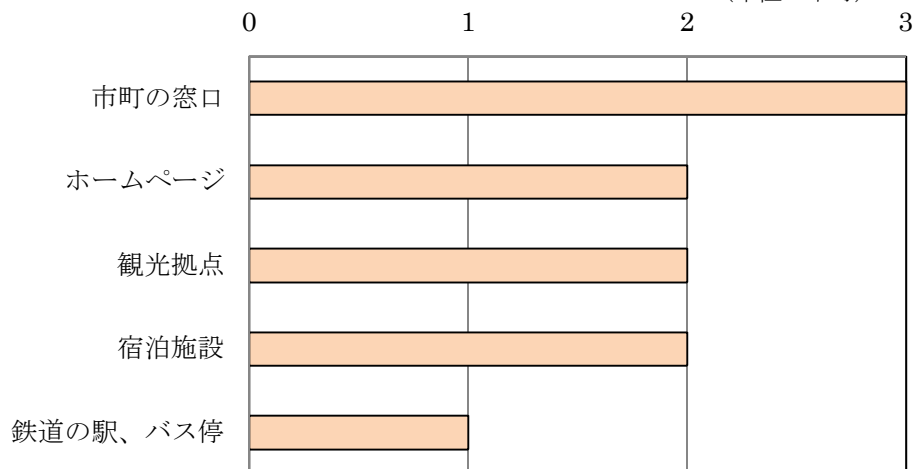
- 県及び3市町は、他の機関と共同で作成した「登山ルートマップ」等を公表しており、地図上に避難小屋等も明示している。
- 2市町は、上記のほか独自に「登山ルートマップ」等を作成しており、地図上に避難小屋等も明示している。

#### (2) 市町における登山ルートマップ等の周知

3市町における登山ルートマップ等の周知状況について、次図のとおり、①「市町の窓口」、②「ホームページに掲載」、③「観光拠点（ビジターセンター、レストハウス等）や観光施設で配布、掲示」、④「宿泊施設で配布、掲示」が共通している（複数回答）。

図表2 「登山ルートマップ」等の周知

(単位：市町)



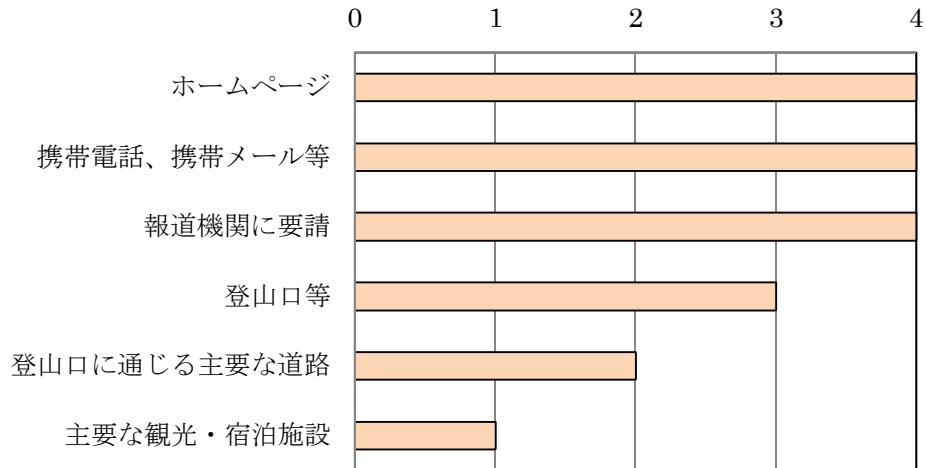
5 火山防災情報の提供（県、市町）

県及び3市町は、噴火警戒レベルが上げられる等火山活動に異常があった場合、登山者等に対し、入山規制等の火山防災情報を独自又は共同で提供することとしている。

その方法は、次図のとおりである（複数回答）。

図表3 登山者等への情報提供の方法

（単位：県市町）



6 登山ルート の状況や案内標識等の点検（県）

県は、特に周期を定めていないが、登山ルート の状況や案内標識等の点検を実施し、3市町は、毎年登山ルート の状況や案内標識等の点検を実施している。また、くじゅう山系(硫黄山)火山防災協議会が不定期に開催する合同登山では、3市町や県等火山防災協議会に関係する機関が合同で点検している。

7 避難施設への案内板等の設置（県、市町）

登山者等の避難小屋への誘導に資する案内板について、県及び3市町ともに設置しており、点検及び補修について、「直轄又は他の機関や団体等と共同で、随時実施」としている。

8 登山者等から通報の受付（市町）

3市町ともに、登山者等から火山の異常に関する通報を受け付けている。

## 9 火山等防災訓練の実施（県、市町）

県及び平成7年に噴火した硫黄山に関係する2市町は、火山等防災訓練を平成8年6月5日に合同で実施したが、それ以降実施していない。両者は、「今後、近い将来の開催に向けて検討中」としている。

なお、平成8年度の防災訓練には、国の行政機関、関係市町村、関係団体、住民及び地元のホテルや旅館などの宿泊事業者が参加した。

図表4 火山等防災訓練の実施

随時実施（県、2市町） （※平成8年6月5日に実施）	実施せず（1市町） （※被害想定区域から離れている）
-------------------------------	-------------------------------



## 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果（阿蘇山関係）

（調査対象） 1 県 3 市町村（全てから回答）

### 1 避難計画、火山防災計画の策定状況（県、市町村）

#### (1) 計画の策定

- 県は、避難計画を策定していない（災害対策基本法上、住民の退避は市町村が行うこととされているため）。
- 3 市町村は、共同で「阿蘇火山防災計画」を策定（昭和 55 年 3 月 17 日（最終改正：平成 23 年 7 月 21 日）、阿蘇火山防災会議協議会）。

#### (2) 登山者等の安全確保に係る規定等

上記の火山防災計画には、登山者等に係る事項を規定し、退避壕等を明示した図面も掲載している。

### 2 登山届の受理等（県）

県は、登山届（登山計画書）について、警察署の窓口以外では受け付けていない。また、登山者への周知についても、県警の所管なので、重ねて周知していない。

### 3 退避施設の維持管理等（県、市町村）

#### (1) 退避施設の維持管理

- 県は、山小屋・避難小屋や退避壕などの退避施設について、直轄で管理している。同施設について、特に点検を行っていない。
- 3 市町村のうち避難施設を設置しているのは 2 市町村。県と同様、直轄で管理し、特に点検を行っていない。

図表 1 避難施設の維持管理（市町村）

直轄で管理（2 市町村） （※点検せず）	設置せず（1 市町村）
-------------------------	-------------

#### (2) 避難用物品の配備

県及び 2 市町村は、上記の退避施設に、ヘルメット、防じんゴーグルや防じんマスク等の避難用物品を配備していない。このうち 1 市町村は、今後、配備を予定している。

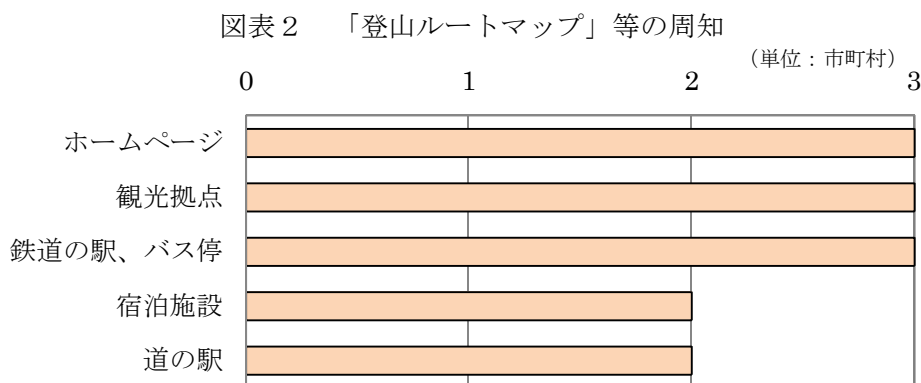
#### 4 火山の「登山ルートマップ」等の作成、公表（県、市町村）

##### (1) 登山ルートマップ等の作成

- 県は、他の機関と共同で作成した「登山ルートマップ」等を公表している。同地図上に、避難小屋や退避壕等の一部を明示している。
- 3市町村とも「登山ルートマップ」等を作成している。ただし、地図上に退避壕等を明示していない。

##### (2) 市町村における登山ルートマップ等の周知

3市町村における周知状況は、次図のとおり、①「ホームページに掲載」、②「観光拠点（ビジターセンター、レストハウス等）や観光施設で配布、掲示」、③「鉄道の駅やバス停等で配布、掲示」が共通している（複数回答）。



#### 5 火山防災情報の提供（県、市町村）

県及び3市町村は、いずれも、登山者等に対し、入山規制等の火山防災情報を独自に提供している。

その方法は、次図のとおりである（複数回答）。



#### 6 登山ルートの状況や案内標識等の点検（県）

県は、特に周期を定めていないが、直轄で、登山ルートの状況や案内標識等の点検を実施している。

7 避難施設への案内板等の設置（市町村）

3市町村は、いずれも登山者等を避難施設へ案内するための案内板等を設置していない。

これらのうち、「案内板の設置は、県等が行うべき」とするものが1市町村、「御嶽山の事故を踏まえ、案内板を設置する方向で検討」とするものが1市町村となっている。

図表4 避難施設への案内板等の設置

設置せず（3市町村）	
県等が設置すべき （1市町村）	設置の方向で検討 （1市町村）

8 登山者等から通報の受付（市町村）

3市町村は、登山者等から火山の異常に関する通報を受け付けている。

3市町村のうち1市町村は、山上に火口監視所を設置して、職員が監視しているとしている。

9 火山等防災訓練の実施（県、市町村）

3市町村は、毎年、共同主催で「阿蘇火山防災訓練」を実施しており、県もこれに参加している。同防災訓練には、他に、国の行政機関、関係団体、旅行業者、観光業者が参加している。

## 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果（雲仙岳関係）

（調査対象） 1 県 3 市（全てから回答）

### 1 避難計画、火山防災計画の策定状況（県、市）

#### (1) 計画の策定

- 県は、地域防災計画に避難計画を含めている。
- 3 市は、共同で「雲仙岳防災計画」を策定している（平成 3 年 7 月 26 日（最終改正：平成 26 年 2 月 18 日））。

#### (2) 登山者等の安全確保に係る規定等

- 県は、雲仙岳のうち平成新山周辺は現在も警戒区域が設定されており、入山そのものが禁止されているので、上記の避難計画には、登山者等を対象とした項目はないとしている。
- 上記の 3 市による火山防災計画には、登山者等に係る事項を定めていない。3 市は、「御嶽山の事故を踏まえ、登山者等についても定める方向で検討」としている。また、同計画には、退避壕等を明示した図面も掲載していない。

### 2 登山届の受理等（県）

県は、平成新山周辺は現在も警戒区域が設定されており、入山そのものが禁止されているとしている。また、登山届（登山計画書）について、県警の所管なので、重ねて周知していないとしている。

### 3 退避施設の維持管理等（県、市）

#### (1) 退避施設の維持管理

- 県は、自然公園の施設として整備した展望所及びインフォメーションセンターについて、それぞれ退避壕、退避舎としての機能を有する退避施設として整備されたものであり、施設管理者が管理しているとしている。
- 3 市は、いずれも避難施設を設置していない。

#### (2) 避難用物品の配備

県は、警戒区域内に一般人が立ち入ることはないので、上記の退避施設に、ヘルメット、防じんゴーグルや防じんマスク等の避難用物品を配備しておらず、今後も配備の予定はないとしている。

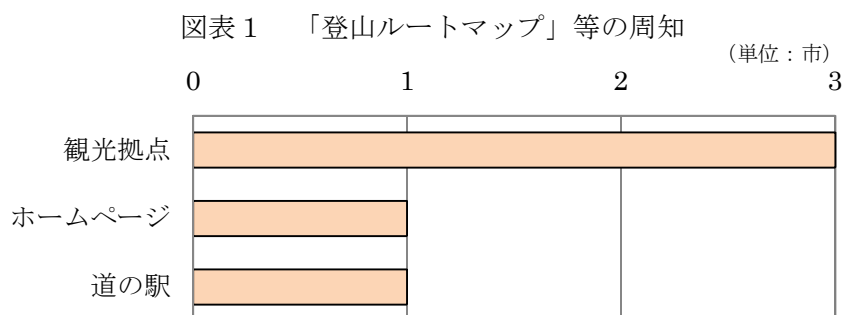
#### 4 火山の「登山ルートマップ」等の作成、公表（県、市）

##### (1) 登山ルートマップ等の作成

- 県は、登山ルートマップ等を作成していない。国立公園であり、環境省雲仙自然保護官事務所の所管となるため、同事務所で登山ルートの地図等を作成・配布としている（上記の施設は、展望所及びインフォメーションセンターとして地図上に明示）。
- 3市は、「登山ルートマップ」を作成している。ただし、地図上に退避壕等は明示していない。

##### (2) 市における登山ルートマップ等の周知

上記3市における周知状況は、次図のとおり、「観光拠点（ビジターセンター、レストハウス等）や観光施設で配布、掲示」が共通している（複数回答）。



#### 5 火山防災情報の提供（県、市）

県及び3市は、登山者等に対し、入山規制等の火山防災情報をホームページ等で提供している。

#### 6 登山ルートの状況や案内標識等の点検（県）

県は、登山ルートの状況や案内標識等の点検等を行っていない。平成新山周辺は「現在も警戒区域が設定されており、入山そのものが禁止されている。なお、国立公園でもあり、環境省雲仙自然保護官事務所の所管となる」としている。

#### 7 避難施設への案内板等の設置（市）

3市は、いずれも登山者等を避難施設へ案内するための案内板等を設置していない。  
なお、3市は、いずれも「御嶽山の事故を踏まえ、案内板を設置する方向で検討」としている。

#### 8 登山者等から通報の受付（市）

3市は、いずれも登山者等から火山の異常に関する通報を受け付けている。

9 火山等防災訓練の実施（県、市）

- 県は、毎年、溶岩ドーム崩落合同防災訓練を、また、随時、1市との防災避難訓練を実施している。
- 3市のうち1市は、火山等防災訓練を随時実施している。他の2市は、県等が主催する訓練に参加している。

図表2 火山等防災訓練の実施（市）

随時実施（1市）	県等の訓練に参加（2市）
----------	--------------

- 上記の1市が随時実施する防災訓練には、国の行政機関、県、関係団体及び住民が参加している。

## 「常時観測火山における登山者等の安全確保に関するアンケート」 調査の結果（霧島山関係）

（調査対象） 2 県 6 市町（2 県 5 市町から回答）

### 1 避難計画、火山防災計画の策定状況（県、市町）

#### (1) 計画の策定

- 2 県は、地域防災計画に「避難計画」を策定している。
- 5 市町は、それぞれ地域防災計画を策定し、火山災害対策も含めている。

#### (2) 登山者等の安全確保に係る規定等

- 県が定める「避難計画」には、登山者等に係る事項を規定している。
- 5 市町のうち 4 市町は登山者等に係る事項を定めており、①「住民と同様の事項を定めている」もの 2 市町、②「住民に関する事項と比べ、限定した定めとしている」もの 2 市町となっている。

なお、退避施設を設置している 1 市町について、退避壕等を明示した図面までは、上記計画に掲載していない。

図表 1 登山者等の安全確保に係る規定

登山者等に係る事項を規定（4 市町）		登山者等に係る 事項を規定せず （1 市町）
住民と同様の規定 （2 市町）	住民に関する規定より限定的（2 市町）	
	避難壕等は図示せず（1 市町）	

### 2 登山届の受理等（県）

2 県は、登山届（登山計画書）について、登山口に専用のポスト等を設置している。また、登山者への周知について、2 県のうち 1 県は、ホームページ等で行っている。

### 3 退避施設の維持管理等（県、市町）

#### (1) 退避施設の維持管理

2 県 5 市町のうち、山小屋・避難小屋や退避壕などの退避施設を設置しているのは 1 県及び 1 市町である。

これらのうち、県は、直轄で管理を行い、随時点検を行っている。また、市町は、直轄で管理しているが、施設の点検は特に行っていない。

図表 2 避難施設の維持管理等

設置（1 県、1 市町） （※直轄で管理）		設置せず（1 県、4 市町）
随時点検（1 県）	点検せず（1 市町）	

#### (2) 避難用物品の配備

1 県及び 1 市町は、上記の避難施設に、ヘルメット、防じんゴーグルや防じんマスク等の避難用物品を配備しておらず、今後も配備の予定はない。

### 4 火山の「登山ルートマップ」等の作成、公表（県、市町）

#### (1) 登山ルートマップ等の作成

○ 2 県のうち 1 県は、他の機関と共同で作成した「登山ルートマップ」等を公表しているが、同地図上に、避難小屋や退避壕等を明示していない。

○ 5 市町のうち、「登山ルートマップ」等を作成しているのは 3 市町である。さらに、そのうち 1 市町は、地図上に退避壕等も明示している。

図表 3 登山ルートマップ等の作成（市町）

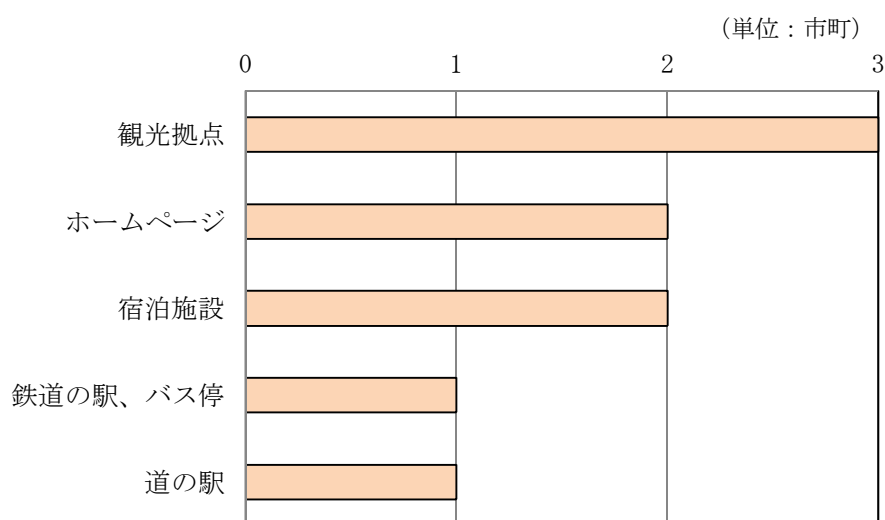
作成（3 市町）		作成せず（2 市町）
避難壕等も明示 （1 市町）		



(2) 市町における登山ルートマップ等の周知

上記の3市町における周知状況は、次図のとおり、①「ホームページに掲載」、②「観光拠点（ビジターセンター、レストハウス等）や観光施設で配布、掲示」が共通している（複数回答）。

図表4 登山ルートマップの周知



5 火山防災情報の提供（県、市町）

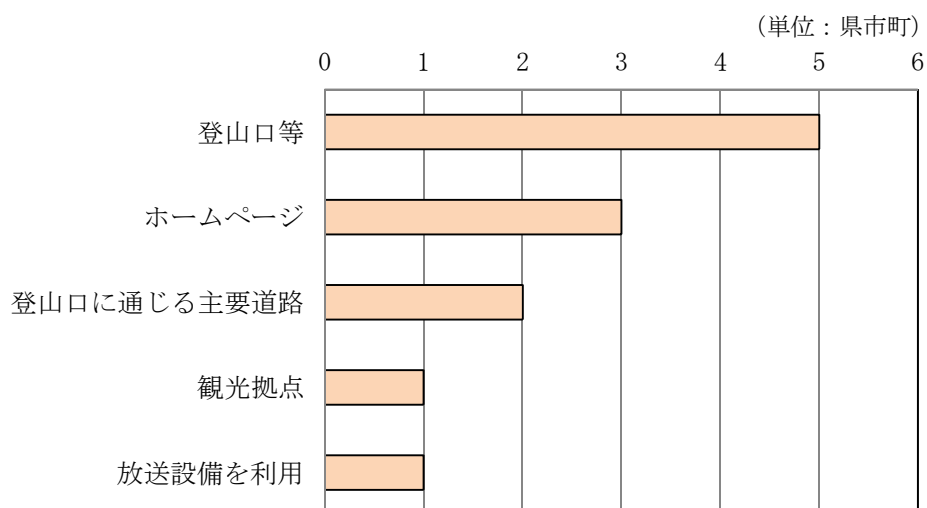
2県及び4市町は、登山者等に対し、入山規制等の火山防災情報を独自に提供している。なお、情報提供していない1市町は、「御嶽山の事故を踏まえ、提供する方向で検討」としている。

図表5 火山防災情報の提供

提 供（2 県、4 市町）	提供せず（1 市町） （※提供の方向で検討）
---------------	---------------------------

上記2県及び4市町の情報提供の方法は、次図のとおりである（複数回答）。

図表6 登山者等への情報提供の方法



6 登山ルート of 状況や案内標識等の点検（県）

2県における登山ルートの状況や案内標識等の点検について、1県は、直轄で実施しており、他の現地調査等の際に併せて確認している（不定期）。また、もう1県は、これらの点検を専ら委託している。

7 避難施設への案内板等の設置（市町）

5市町のうち1市町は、登山者等を避難施設へ案内するための案内板等を設置している。ただし、点検・整備を行っていない。

図表7 避難施設への案内板等の設置

設置（1市町） （※点検等せず）	設置せず（4市町）
---------------------	-----------

8 登山者等から通報の受付（市町）

5市町のうち4市町は、登山者等から火山の異常に関する通報を受け付けている。

なお、このような通報を受け付けていないとする1市町は、「御嶽山の事故を踏まえ、今後、受け付ける方向で検討」としている。

図表8 登山者等からの火山の異常通報の受付

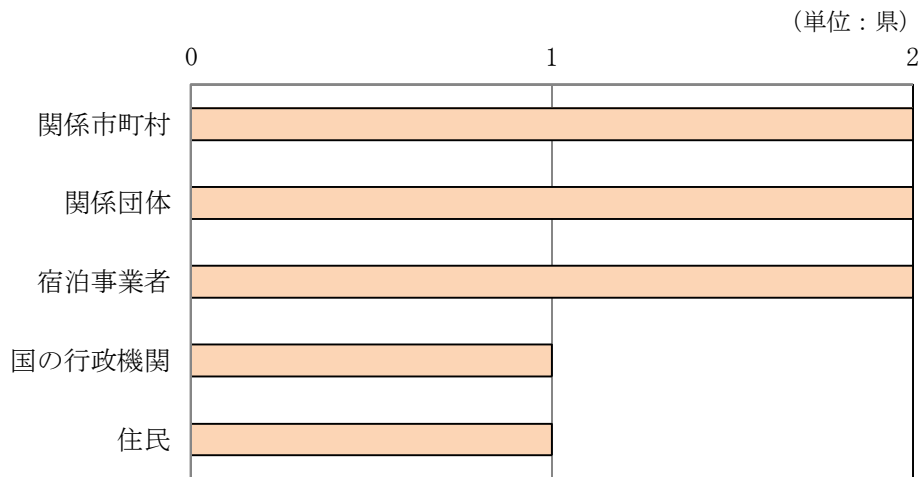
受 付（4市町）	受け付けず（1市町） （※受け付ける方向で検討）
----------	-----------------------------

9 火山等防災訓練の実施（県、市町）

2県及び3市町は、随時、火山等防災訓練を実施している。3市町のうち2市町は、自ら実施する訓練のほか、県の実施する訓練にも参加している。

防災訓練への参加機関等の種別は、それぞれ図表9及び図表10のとおりである。

図表9 県の防災訓練への参加機関等



図表10 市町の防災訓練への参加機関等

